

第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年4月8日(水)

1 患者の発生状況について

資料1

2 県の対応について

資料2

【送付資料】

資料1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生について

資料2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(第4回)

4月7日（火） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（22例目第1報）

本日（4月7日）12時頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が22例目であり（岐阜県の患者の発生は63例目）、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（22例目）

- 1 年 代：70代
- 2 性 別：男性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 勤務地：岐阜市
- 5 職業：飲食店従業員
- 6 勤務先：岐阜市若宮町 シャルム
- 7 症状：なし
- 8 経 過：
4月7日 PCR検査を実施、陽性と判明
詳細は調査中
- 9 行動歴：
詳細は調査中

4月7日（火） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（23例目第1報）

本日（4月7日）12時頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が23例目であり（岐阜県の患者の発生は64例目）、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（23例目）

- 1 年 代：60代
- 2 性 別：男性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 勤務地：岐阜市
- 5 職 業：会社員
- 6 症 状：なし
- 7 経 過：
4月7日 PCR検査を実施、陽性と判明
詳細は調査中
- 8 行動歴：
詳細は調査中

4月7日（火） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（24例目第1報）

本日（4月7日）12時頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が24例目であり（岐阜県の患者の発生は65例目）、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（24例目）

- 1 年 代：70代
- 2 性 別：男性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 職 業：会社員
- 5 勤務先：岐阜市
- 6 症 状：なし
- 7 経 過：
4月7日 PCR検査を実施、陽性と判明
詳細は調査中
- 8 行動歴：
詳細は調査中

4月7日（火） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（25例目第1報）

本日（4月7日）12時頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が25例目であり（岐阜県の患者の発生は66例目）、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（25例目）

- 1 年 代：40代
- 2 性 別：男性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 職 業：会社員
- 5 勤務先：岐阜県
- 6 症 状：発熱
- 7 経 過：
 - 3月29日 発熱（37℃台）
 - 4月2日 解熱
 - 4月7日 PCR検査を実施、陽性と判明詳細は調査中
- 8 行動歴：
 - ・シャルムを3月23日に利用
 - ・詳細は調査中

4月7日（火） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（26例目第1報）

本日（4月7日）16時30分頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が26例目であり（岐阜県の患者の発生は67例目）、4月6日に市内の医療機関を受診し、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（26例目）

- 1 年 代：80代
- 2 性 別：女性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 勤務地：岐阜市
- 5 職 業：飲食店従業員
- 6 症 状：咳、嗅覚、味覚障害
- 7 経 過：
 - 3月30日 咳
 - 3月31日 発熱（37℃台）、味覚、嗅覚異常あり
 - 4月6日 医療機関受診。胸部CTで両側肺野にすりガラス状陰影あり
 - 4月7日 PCR検査を実施、陽性と判明詳細は調査中
- 8 行動歴：
 - 詳細は調査中

4月7日（火） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（27例目第1報）

本日（4月7日）16時30分頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

患者の発生は、今回が27例目であり（岐阜県の患者の発生は68例目）、4月6日に市内の医療機関を受診し、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（27例目）

- 1 年 代：50代
- 2 性 別：男性
- 3 居住地：岐阜県
- 4 職 業：会社員
- 5 症 状：倦怠感、咽頭痛
- 6 経 過：
 - 3月30日 発熱（37℃台）、咽頭痛、痰あり
 - 4月6日 医療機関受診
 - 4月7日 PCR検査を実施、陽性と判明詳細は調査中
- 7 行動歴：
 - ・シャルムを3月26日に利用
 - ・詳細は調査中

4月7日（火） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（28例目第1報）

本日（4月7日）16時30分頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が28例目であり（岐阜県の患者の発生は69例目）、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（28例目）

- 1 年 代：70代
- 2 性 別：男性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 症 状：発熱、咳
- 5 経 過：
 - 3月31日 悪寒、咳
 - 4月4日 発熱（37℃台）
 - 4月5日 発熱（38℃台）
 - 4月6日 A医療機関に受診、発熱（38℃台）、咳
B医療機関を受診、胸部CTにて肺炎を認める。
 - 4月7日 PCR検査を実施、陽性と判明詳細は調査中
- 6 行動歴：
詳細は調査中

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本部員会議（第4回）

日 時：令和2年4月7日（火）

18時00分～

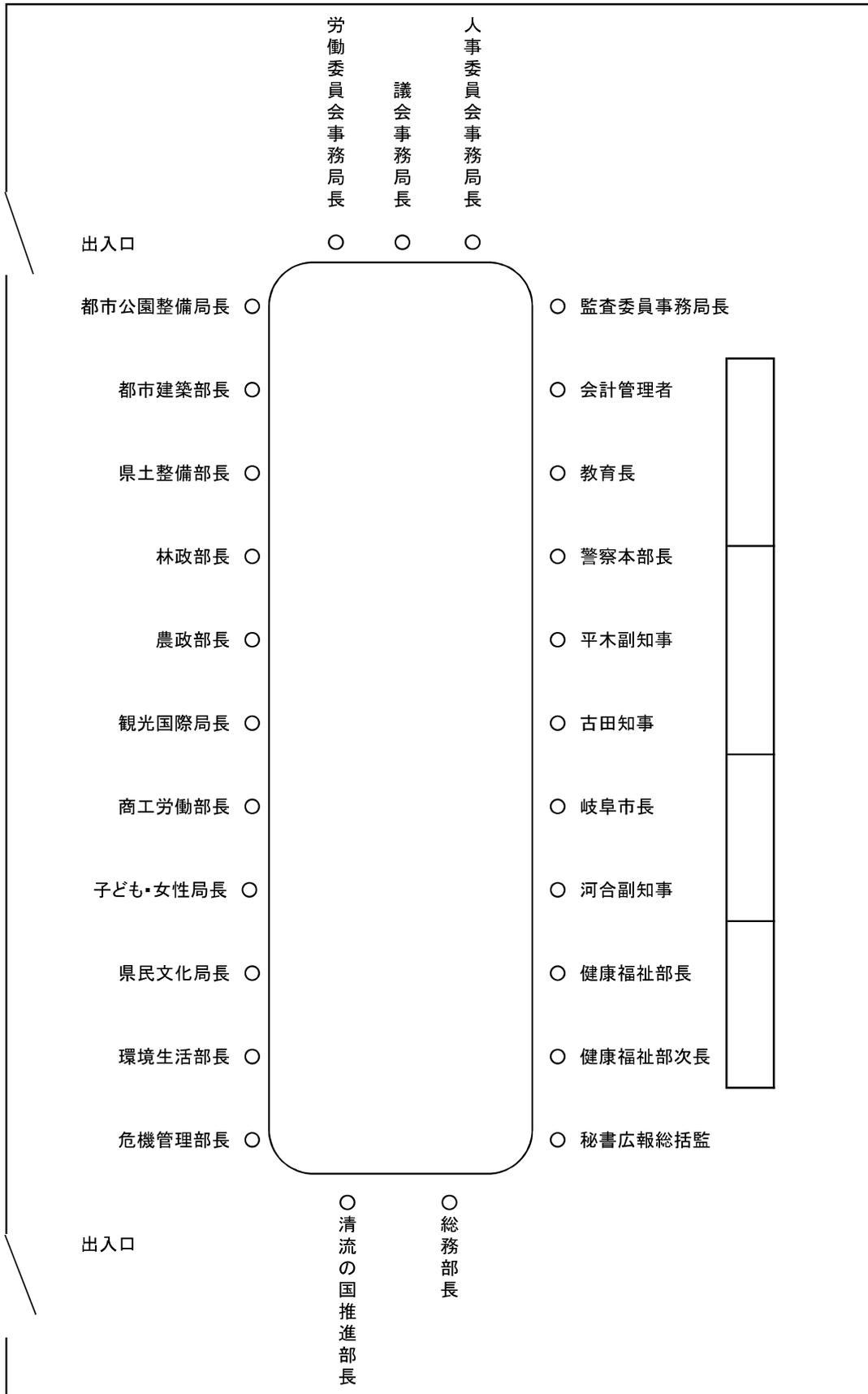
場 所：県庁4階 特別会議室

1 感染患者発生の状況について 資料1

2 その他

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(第4回) 配席図

令和2年4月7日(火)18:00~
4階特別会議室

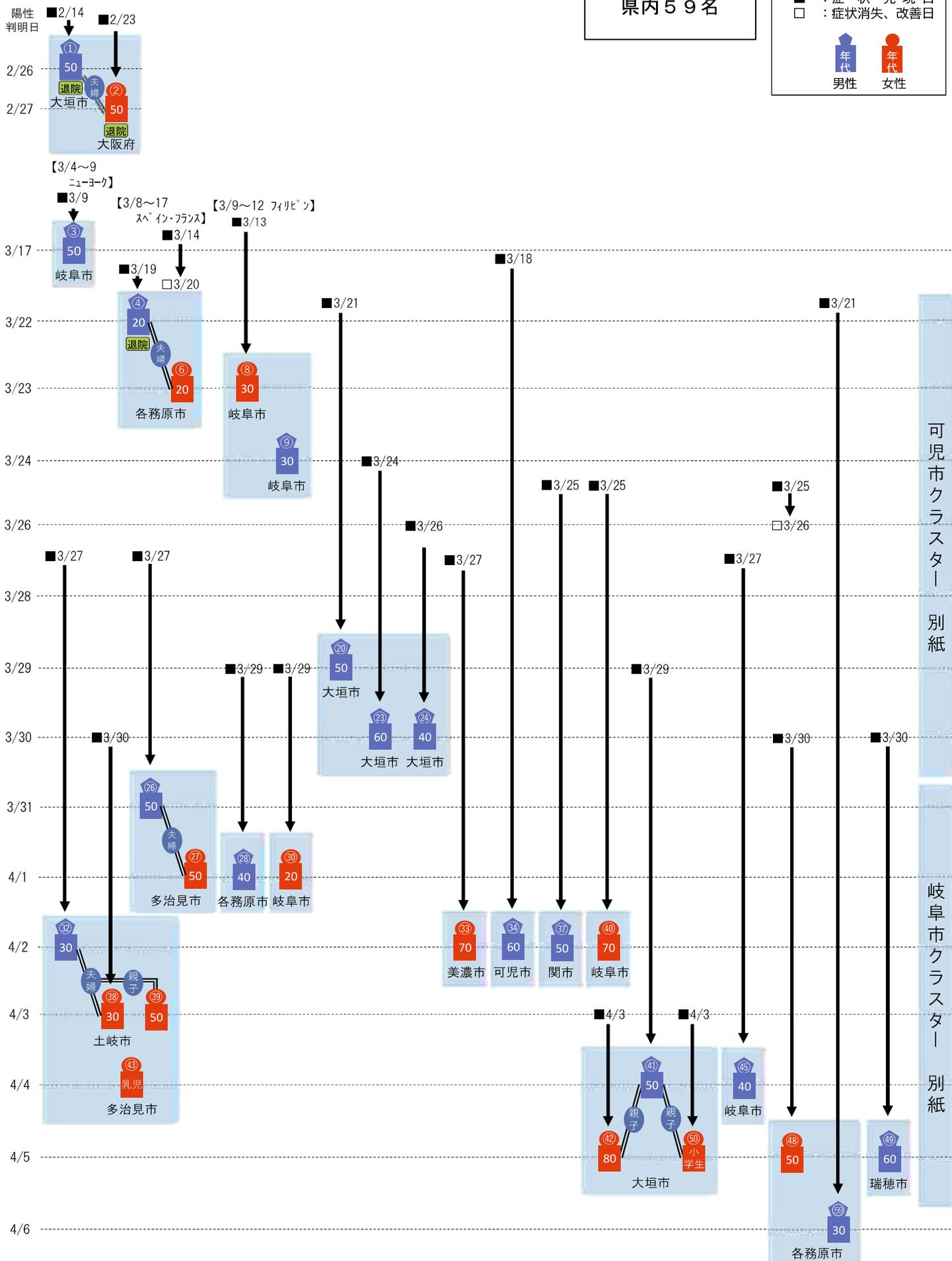


時系列表

県内59名

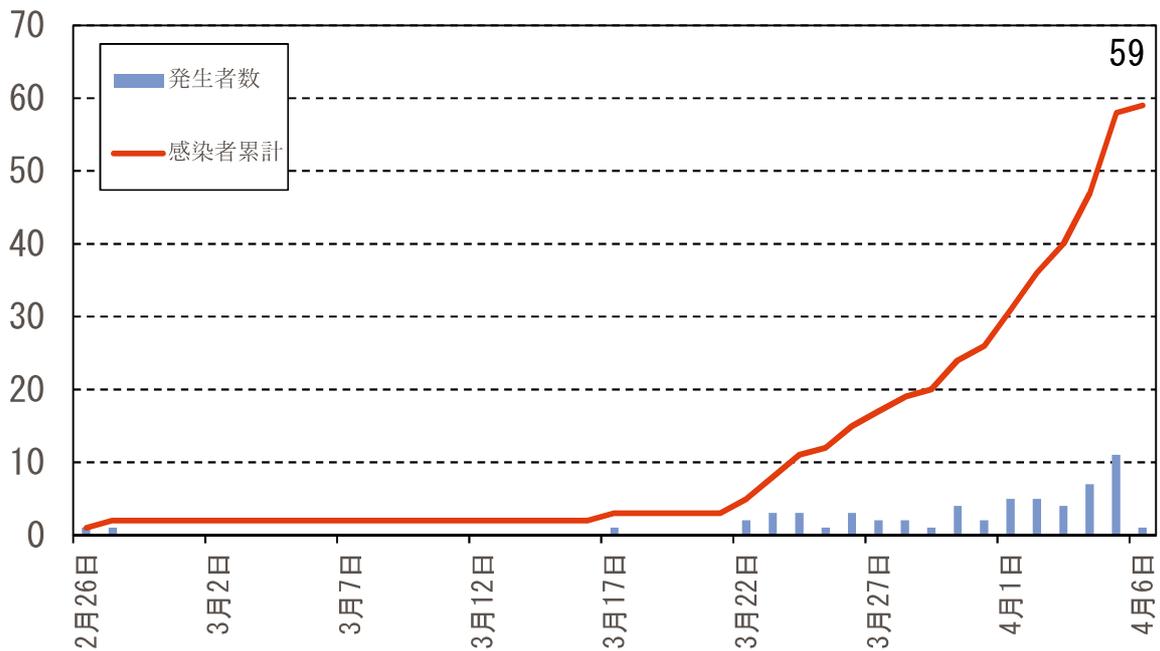
【 】 : 渡 航 歴
 ■ : 症 状 発 現 日
 □ : 症 状 消 失、改 善 日

↑ 年代 男性
 ↑ 年代 女性



県内の感染状況

4月7日9時現在



分類		可児市 クラスター	岐阜市 クラスター	海外渡航	その他
感染者数	59	14	16	5	24
重症	1	1	0	0	0
軽症	54	12	16	4	22
退院	3	0	0	1	2
死亡	1	1	0	0	0

新型コロナウイルス感染症の国内発生状況 単位：人

	都道府県	感染者数	死亡者数
1	東京都	1,116	12
2	大阪府	428	3
3	千葉県	278	1
4	神奈川県	271	6
5	愛知県	239	20
6	兵庫県	209	11
7	埼玉県	199	4
8	北海道	194	8
9	福岡県	176	0
10	京都府	133	0
11	茨城県	71	2
12	福井県	65	2
13	岐阜県	59	1
14	石川県	45	0
15	高知県	36	0
16	新潟県	35	0
17	大分県	33	0
18	和歌山県	29	1
19	宮城県	26	0
20	群馬県	26	1

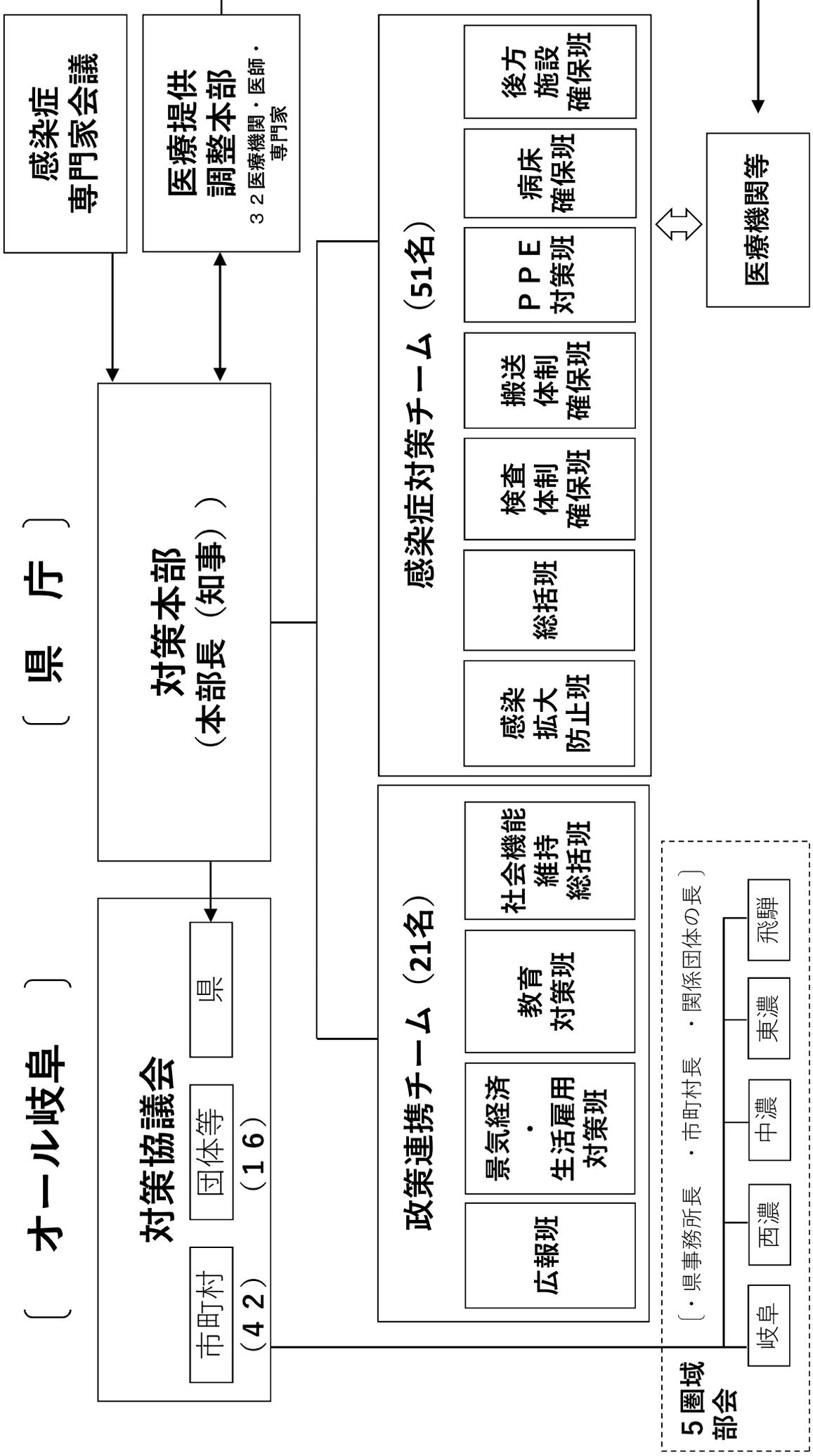
出典：感染者数 NHK 4/7 10時半現在

死亡者数 厚生労働省発表 4/5現在

新型コロナウイルス感染症対策推進体制

参考

R2.4.7.現在



岐阜市新型インフルエンザ等対策本部要綱

令和 2年 1月28日決裁

改正 令和 2年 2月21日決裁

改正 令和 2年 3月 2日決裁

改正 令和 2年 3月31日決裁

改正 令和 2年 4月 1日決裁

改正 令和 2年 4月 7日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年岐阜市条例第20号）第1条に規定する岐阜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び同条例に基づき必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等（法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）の発生に関する情報の収集及び関係機関との情報の共有
- (2) 新型インフルエンザ等の感染の拡大の防止に係る対策の検討及び実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、主に健康部に関する事務を担当する副市長、副次的に健康部に関する事務を担当する副市長の順位により、その職務を代理する。

(本部の会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部の会議を招集する。

- 2 健康部長は、本部の会議の議事を進行する。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、本部の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(課題調整会)

第5条 新型インフルエンザ等対策（法第2条第2号に規定する新型インフルエンザ等対策をいう。）に関する課題に係る対応の検討、岐阜県との連絡調整等を行うために、本部に課題調

整会を置く。

- 2 課題調整会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、副本部長のうち、主に健康部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、健康部健康政策課長、保健所副所長及び行政部内部統制推進課長をもって充てる。
- 5 会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、課題調整会を代表し、その事務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、健康部健康政策課長、保健所副所長、行政部内部統制推進課長の順位により、その職務を代理する。

(課題調整会の会議)

第6条 会長は、必要に応じて課題調整会の会議を招集する。

- 2 副会長は、課題調整会の会議の議事を進行する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、課題調整会の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 本部の機能を補完するために、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は、健康部健康政策課長をもって充てる。
- 4 副会長は、保健所副所長及び行政部内部統制推進課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、幹事会を代表し、その事務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、保健所副所長、行政部内部統制推進課長の順位により、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第8条 会長は、必要に応じて幹事会の会議を招集する。

- 2 会長は、幹事会の会議の議事を進行する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、幹事会の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 本部、課題調整会及び幹事会の庶務は、健康部健康政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

(岐阜市新型インフルエンザ等対策本部要綱の廃止)

2 岐阜市新型インフルエンザ等対策本部要綱（平成25年4月18日決裁）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

教育長
市長公室長
広報参与
企画部長
財政部長
行政部長
危機管理審議監
工事検査室長
ぎふ魅力づくり推進部長
経済部長
市民生活部長
福祉部長
子ども未来部長
健康部長
保健所長
市民病院長
環境部長
都市防災部長
消防長
まちづくり推進部長
都市建設部長
基盤整備部長
上下水道事業部長
市民協働推進部長
薬科大学事務局長
女子短期大学事務局長
教育委員会事務局長
会計管理者
議会事務局長
監査委員事務局長
本部長が必要と認める者

別表第2（第5条関係）

財政部財政課長

行政部人事課長

ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長

経済部経済政策課長

福祉部福祉政策課長

子ども未来部子ども政策課長

教育委員会事務局教育政策課長

会長が必要と認める者

別表第3（第7条関係）

市長公室秘書課長
企画部総合政策課長
財政部財政課長
行政部行政課長
ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長
経済部経済政策課長
市民生活部市民生活政策課長
福祉部福祉政策課長
子ども未来部子ども政策課長
市民病院事務局病院政策課長
環境部環境政策課長
都市防災部都市防災政策課長
消防本部消防総務課長
まちづくり推進部まちづくり推進政策課長
都市建設部都市建設政策課長
基盤整備部基盤整備政策課長
上下水道事業部上下水道事業政策課長
市民協働推進部市民協働推進政策課長
薬科大学事務局庶務会計課長
女子短期大学事務局総務管理課長
教育委員会事務局教育政策課長
会計課長
議会事務局議会総務課長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局監査課長
会長が必要と認める者